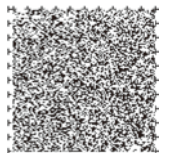
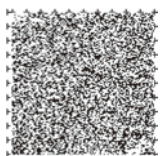


第3章

経済的な自立と社会参加を促進
します





I 成果目標の設定

障害者の自立した地域生活や社会参加が実現するよう、福祉施設を利用する障害者の一般就労への移行を推進するため、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、多様な就労の場の確保など、一般就労を希望する障害者の就労を支援します。

1 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 現状

県内で福祉施設を退所して一般就労した人の数は、平成 28（2016）年度の1年間で 394 人となっています。

(2) 取組の方向

障害者の自立した地域生活や社会参加を実現するため、福祉施設から一般就労への移行を希望する障害者の就労を支援します。

(3) 成果目標

ア 平成 32（2020）年度の1年間に、517 人が一般就労へ移行することを目指します。（平成 28（2016）年度の一般就労実績 394 人の 1.3 倍）

【福祉施設利用者の一般就労移行者数】

項目		数値	備考
	年間一般就労移行者数（A）	394 人	平成 28（2016）年度の1年間に福祉施設を退所して一般就労した者の数
目標値	年間一般就労移行者数（B）	517 人 (1.3 倍)	平成 32（2020）年度1年間に福祉施設を退所して一般就労する者の数 (一般就労移行者増加割合 B/A)

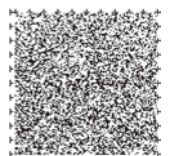
(注) (B) のうち、就労移行支援及び就労継続支援の利用者は 486 人と見込んでいます。

イ 平成 32（2020）年度末時点で、769 人が就労移行支援事業所を利用することを目指します。（平成 28（2016）年度の利用者数 641 人から 20.0 パーセント増加）

【就労移行支援事業所の利用者数】

項目		数値	備考
	就労移行支援事業所の利用者数（A）	641 人	平成 28（2016）年度末時点の利用者数
目標値	就労移行支援事業所の利用者数（B）	769 人 (20.0%)	平成 32（2020）年度末時点の利用者 (就労移行支援事業所利用者増加割合 B/A-1)

ウ 平成 32（2020）年度末における就労移行支援事業所数を 85 事業所と見込み、このうち 55.3 パーセントの 47 事業所が就労移行率 3 割以上となることを目指します。



【就労移行支援事業所の就労移行率】

項目		数値	備考
就労移行支援事業所数（A）		85 事業所	平成 32（2020）年度末時点（見込み）
目標値	就労移行支援事業所数（B）	47 事業所 (55.3%)	平成 32（2020）年度において就労移行率が3割以上の事業所数 (3割以上の事業所の割合 B/A)

エ 平成 32（2020）年度末における就労定着支援サービス利用者の1年以上職場定着率を80.0パーセント以上となることを目指します。

【就労定着支援サービス利用者の職場定着率】

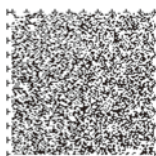
項目		数値	備考
目標値	就労定着支援サービスによる支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80.0%	平成 32（2020）年度末時点における1年後職場定着率

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として成果目標を定めています。

※ 当該目標に係る福祉施設の範囲

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）



Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

1 自立と社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

ア 企業等の理解促進

《現状》

○ 県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2,150社）における障害者の実雇用率は、平成29（2017）年6月1日現在で2.05パーセントと、法定雇用率（2.0パーセント）を達成し、法定雇用率を達成している企業の割合は50.2パーセントとなっています。

また、法定雇用率未達成企業1,071社のうち、障害者を1人も雇用していない企業は635社で、未達成企業全体に占める割合は59.3パーセントとなっています。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の一部改正により、平成30（2018）年度から、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられます。

また、平成30年4月から民間企業の障害者雇用率が2.3パーセント（当分の間2.2パーセント、3年を経過する日より前に2.3パーセント）に引き上げられます。

○ 障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。

【表 25 県内に本社のある企業(50人以上規模)の障害者雇用状況】(各年6月1日現在)

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業数 ①=②+③	2,044社	2,086社	2,124社	2,150社
雇用率達成企業数 ②	921社	986社	1,023社	1,079社
(割合) ②/①	(45.1%)	(47.3%)	(48.2%)	(50.2%)
雇用率未達成企業数 ③	1,123社	1,100社	1,101社	1,071社
障害者雇用の数が0人の企業数 ④	657社	637社	643社	635社
(割合) ④/③	(58.5%)	(57.9%)	(58.4%)	(59.3%)
雇用障害者数(雇用率算定用換算人数)	8,607.5人	9,073.5人	9,482.5人	10,024.0人
雇用率	1.90%	1.95%	1.99%	2.05%

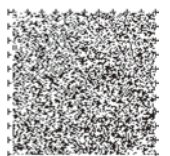
○ 平成 23（2011）年 10 月から、県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。

【表 3 あいサポート運動の取組状況（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在）】《再掲》

あいサポーター数（累計）	173,167人
あいサポートリーダー養成数（累計）	284人
うち就労支援リーダー養成数（累計）	149人
あいサポート企業・団体数（累計）	522企業・団体

《課題》

○ 県内に本社のある企業の実雇用率は、平成 29（2017）年 6 月 1 日現在において法定雇用率を達成したものの、法定雇用率を達成している企業の割合が約半数にとどまるなど障害者を雇用する企業に偏りが見られることや、平成30（2018）年4月1日から法定雇用率が2.2パーセントに引き上げられることなどから、障害者の雇用を更に拡大していく必要があります。



- 平成 28（2016）年4月に施行された改正障害者雇用促進法を踏まえ、障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を促進するためには、企業経営者をはじめ、従業員が障害に対する偏見や無関心をなくすとともに、障害の特性や配慮等についての無理解を起因とした社会的な障壁を除去し、障害者の受入体制を整備していく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布，雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」（<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>）への掲載等により県内企業等への広報・啓発を行います。
- 障害者雇用に積極的な企業・事業所の表彰及び取組事例の紹介により雇用の促進を図ります。
- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用する「ひろしま障害者雇用ビジネスモデル」（平成26（2014）年12月作成）を活用し，障害者雇用を行う企業等の見学会を実施し，障害者への理解促進と雇用促進を図ります。
- 障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。

【指標⑪ 県内に本社のある企業で雇用されている障害者の実人数】

指標・目標	現状(平成 29 年)	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
県内に本社のある 50 人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数	8,594 人	8,987 人	9,379 人	9,772 人

- 企業が障害者を積極的に雇用するためには、企業経営者の理解はもとより、従業員の理解による障害者への配慮や支援が重要であることから、企業内でのあいサポート研修を促進するとともに、職場の障害者への相談，支援を行う就労支援リーダーを養成し，企業内でのあいサポート運動の普及や障害者の職場定着への取組を支援していきます。

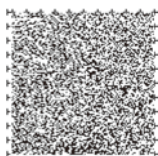
【指標⑫ あいサポートプロジェクトの推進】《再掲》

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
あいサポーター数（累計）	173,167 人	190,000 人	195,000 人	200,000 人
あいサポートリーダー養成数（累計）	284 人	430 人	490 人	550 人
あいサポート企業・団体数（累計）	522 企業・団体	650 企業・団体	700 企業・団体	750 企業・団体

イ 就業機会の拡充と雇用促進

《現状》

- 就職を希望する障害者に就業支援や生活支援を行い，障害者の職業生活における自立を図ることを目的とし，雇用，保健福祉，教育等の関係機関が連携した拠点として，障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置・運営しています。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）において，国，地方公共団体等は，障害者就労施設等の受注の拡大を図るため，優先的に物品等を調達することや受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされています。



- 障害者優先調達推進法に基づき、平成25（2013）年度から毎年度、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでいます。

また、優先発注制度の適用範囲について、平成26（2014）年度から障害者就労施設等が製作している物品全てに対象を拡大しています。

【表 26 優先調達実績額】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
優先調達実績額	49,275千円	32,513千円	30,797千円

(注) 実績額の内訳については、県ホームページの「障害者優先調達推進法について」に掲載しています。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/yuusentyoutatusuisinhou.html>

- 平成28（2016）年度の県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数、就職件数ともに過去最高となっています。

【表 27 障害者の新規求職申込件数・就職件数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込件数	3,964件	4,198件	4,299件
就職件数	2,145件	2,390件	2,406件

- 県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2,150社）において雇用されている障害者の人数は毎年増加し、平成29（2017）年6月1日現在では8,594人となっています。
- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を実施しています。（参考：障害者が就職するまでの支援の例 ⇒ P52参照）
- 物品調達において、障害者雇用事業者の受注機会の拡大に努めています。

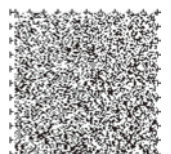
《課題》

- 各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターの登録者数、相談・支援件数等は大幅に増加しており、一部センターの体制整備が課題となっています。

【表28 障害者就業・生活支援センターの取組】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
センター数	7か所	7か所	7か所
登録者数	663人	671人	740人
相談・支援件数	4,133件	3,832件	4,342件
職場実習等あっせん件数	56件	53件	56件
就職件数	60件	68件	55件

- 障害者の職場定着に当たっては、障害者の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、当該障害者の勤務状況等に変化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要があります。
- 個々の就労支援機関に特徴や機能に差異等があることから、相互に関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センター、広島障害者職業センター、広島障害者職業能力開発校、広島労働局等の関係機関がネットワークを形成し、就労支援を行う必要があります。
- 各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターは、自ら就労・定着支援を実施するほか、周囲の利用可能な社会資源と有機的に連携を図るコーディネート機能



第3章 経済的な自立と社会参加を促進します

を果たす必要があり、特に、平成30（2018）年4月1日から、法定雇用率が引き上げられるとともに、その算定基礎に精神障害者が加えられるため、各センターの果たす役割は、今後、益々増加するものと考えられます。

【表 29 障害者の法定雇用率の引上げ】

事業主区分	現 行	平成 30（2018）年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国，地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

（注）平成 33（2021）年4月までに更に 0.1%の引上げが予定されています。

- 就労移行支援事業所を通じた就労移行実績が低調となっており、障害者の一般就労を効果的に支援する就労移行支援サービスの提供や、関係機関や民間企業との連携が十分とは言えない状況にあります。
- 県の物品等の購入予算の増額が見込めない財政状況にあって、障害者就労施設等からの優先調達を一層推進するためには、県が発注する物品等と障害者就労施設等が製造する製品とのニーズのズレを改善・解消するとともに、県全体で優先調達の推進に取り組む執行体制とする必要があります。
- 就労を希望する全ての障害者が、自己の能力と適性に応じて就業できる社会状況とは言えず、また、離職率も高くなっています。
- 企業経営者や従業員に若年性認知症に関する知識が十分でなく、若年性認知症の人の新規就労を阻む要因となっています。

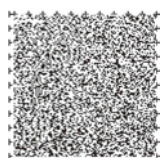
《今後の具体的な取組》

- 各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターの会議やセンター全体の連絡会議等を通じ、圏域内外の連携を図り、就労支援ネットワークにおける効果的な活動事例や企業情報の共有を促進するとともに、センターによる支援体制の整備を図ります。

【指標⑫ 障害者就業・生活支援センターの取組】

項 目	現状（平成28年度）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数	740人	815人	855人	897人
相談・支援件数	4,342人	4,516件	4,606件	4,698件
職場実習等あっせん件数	56件	62件	65件	68件
就職件数	55件	63件	67件	71件

- 民間企業との連携が重要であることから、研修会、相談会等において、障害者雇用を希望する企業に積極的な参加を呼びかけます。また、障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、出前講座等によるあいサポート研修や、「あいサポート企業・団体」認定申請への働きかけを行います。
- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、次の雇用関係施策を推進します。
 - ・障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大
 - ・職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持
 - ・新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進

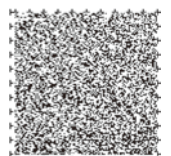


- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用する「ひろしま障害者雇用ビジネスモデル」（平成 26（2014）年 12 月作成）を活用し、障害者雇用を行う企業等の見学会を実施し、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。（再掲）
- 障害福祉施設利用から一般就労を希望する障害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる支援を行い、ハローワークを通じた一般就労を促進します。
- 障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や先進事例等に係る情報共有化を行い、関係機関、民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。
- 障害者の一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成 30（2018）年度から新たに導入される就労定着支援サービスの事業者参入に努めます。
- 優先調達方針を毎年度策定し、県全体で方針を共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により情報提供、広報を行うなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。

【指標⑬ 障害者優先調達額】

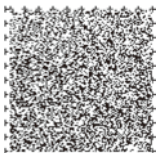
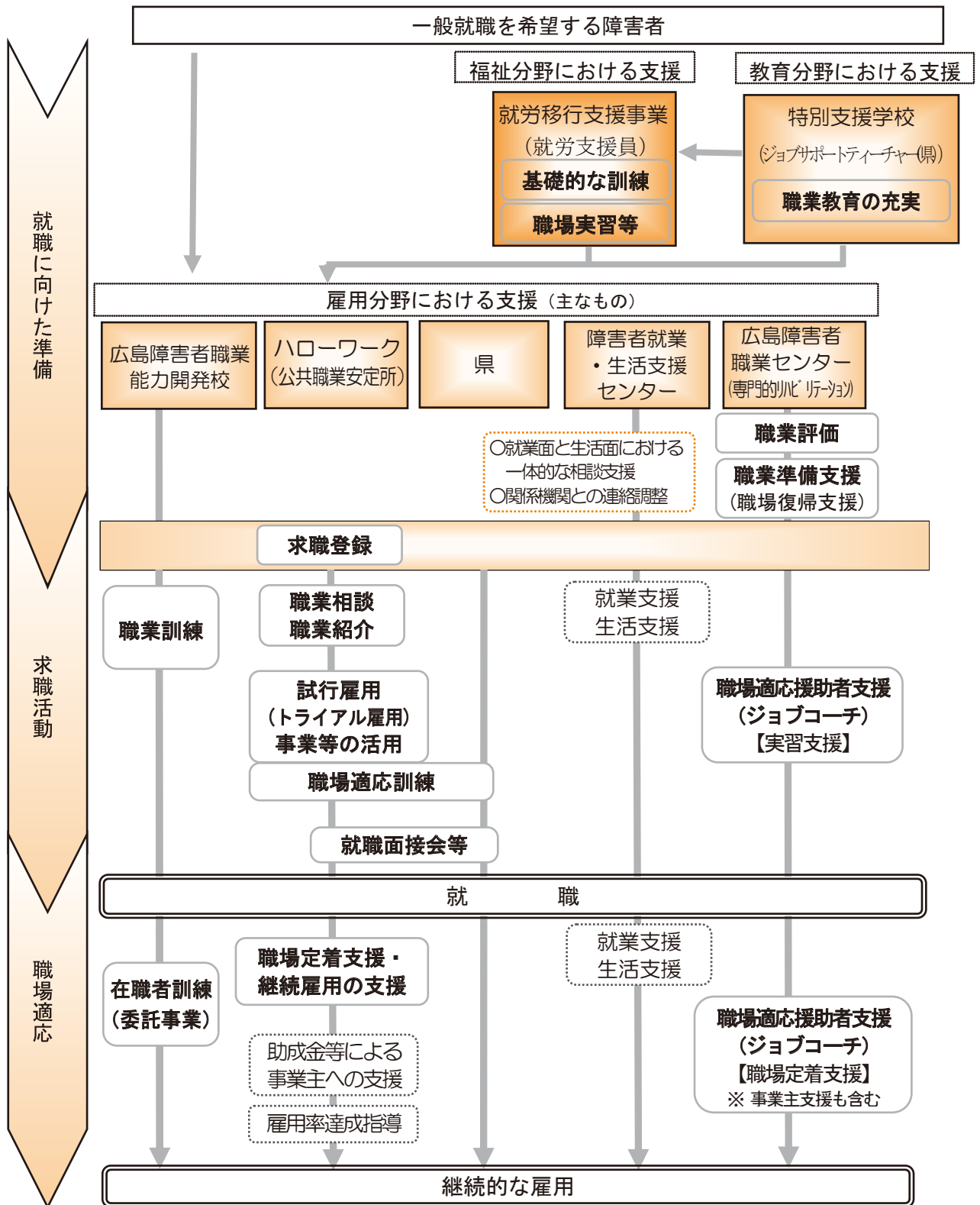
指標・目標	現状（平成 28年度）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
優先調達額	30,797 千円	34,000 千円	35,000 千円	36,000 千円

- 県発注と提供できる製品・商品とのニーズのズレを改善・解消するために、県の発注実績を障害者就労施設等に情報提供するとともに、共同受注窓口である広島県就労振興センターによるニーズに適合した物品の企画開発やマーケティング研修等について検討します。
- 優先調達制度を有効に活用するためには、障害者就労施設等が、県の入札参加資格を取得することが必要となるため、入札参加資格の取得を推奨し、随時、優先発注用品の情報提供に努めます。
- 入札参加資格を取得できない障害者就労施設等においては、広島県就労振興センターやトータルライフサポートふくやまによる共同受注窓口の活用を促進します。
- 物品調達において、障害者雇用事業者の受注機会の拡大に努めます。
- 農福連携による障害者雇用を促進するため、農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行い、障害者の就農促進を支援していきます。
- 若年性認知症の人が、介護保険、障害福祉をはじめとした適切な福祉サービスの利用や就労につながるよう、自立等を支援するネットワークの構築を推進するとともに、支援機関における対応力の向上等を図るため、支援関係者に対する研修等を実施します。



【図3】

障害者が就職するまでの支援の例



ウ 工賃向上のための取組

《現状》

- 各就労継続支援B型事業所は、独自の受託元や販売先を確保し、事業所運営に努めていますが、単独の事業所での受注量増加や販路拡大には限界があり、事業者相互の連携が必要となっています。
- このため、平成 24（2012）年度から、県内の関係事業所を対象に、広島県就労振興センターによる共同受注窓口を整備し、事業者情報の収集・提供、企業・官公庁への営業・受注確保、事業所間の受注調整、発注者と事業所とのマッチング等を行っています。

【表 30 共同受注実績】

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	66 件	33 件	72 件
金額	3,088,902 円	2,066,265 円	4,031,584 円

- 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃は、平成 28（2016）年度実績で 15,892 円となっており、工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても、その額は十分ではありません。
- 広島市と連携し、障害者就労施設の製品を販売している「ふれ愛プラザ」の運営を支援しています。

《課題》

- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発や、サービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所への支援機能の強化が求められています。
- 一人暮らしの障害者が 1 か月に必要な生活経費を約 10 万円とし、障害の程度に応じて一定額の障害基礎年金の支給を受けると試算した場合、生活経費として不足する約 35,000 円を自らの就労による工賃で賄う必要があるため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。

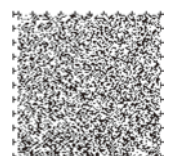
【表 31 平成 21（2009）年度～平成 28（2016）年度の平均工賃の目標額と実績額】

項目					【第 1 期工賃向上に向けた取組】			【第 2 期工賃向上に向けた取組】		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
平均月額 工賃	目標				16,000 円	17,300 円	18,700 円	16,500 円	18,700 円	17,500 円
	実績	13,291 円	13,474 円	14,397 円	15,668 円	15,551 円	15,644 円	15,939 円	15,892 円	—
対 平成21年度比		—	101.4%	108.3%	117.9%	117.0%	117.7%	119.9%	119.6%	—
前年度比増減額		—	183 円	923 円	1,271 円	△117 円	93 円	295 円	△47 円	—

- 「ふれ愛プラザ」の売上額が伸び悩んでおり、設置主体である広島県就労振興センターの取組を充実強化していく必要があります。

【表 32 ふれ愛プラザの売上額】

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総売上額	18,219 千円	17,917 千円	18,955 千円	22,906 千円	22,920 千円
うち店舗売上額	10,686 千円	10,138 千円	11,144 千円	10,512 千円	10,179 千円



《今後の具体的な取組》

- 就労継続支援B型事業所が作成した事業所工賃向上計画について、各事業所において利用者に支払う工賃状況を管理できるよう、個別支援計画と連動した様式に変更し、計画についての確かなPDCAサイクルが実施できるよう取組を進めます。
- 第2期の工賃向上計画である「広島県工賃向上に向けた取組」（計画期間：平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）について、事業所の工賃分析や取組のPDCAサイクルを踏まえ、第3期の工賃向上計画（計画期間：平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）を作成し、事業所の取組を支援していきます。
- 専門家による事業所への個別指導やセミナー等を行う事業所職員のスキルアップ研修の実施や、「ひろしまS-1サミット」の開催などを通じて、技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図ります。
- 共同受注窓口による企業、官公庁等への働き掛け、受注確保、販路開拓、マッチング等への支援を行うとともに、平成28（2016）年度に広島県就労振興センター、広島市と連携して作成した「ふれ愛プラザ」活性化実施計画に基づき、売上額増加に向けた取組を支援していきます。
- 農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行うとともに、マルシェを開催し、生産物の品質向上や販路の拡大を支援していきます。
- 障害者就労施設等から積極的に物品等を購入している企業・団体について、「あいサポート企業・団体」として認定するとともに、模範となる企業・団体について表彰を行い、企業・団体から物品調達の促進を図ります。
- 「ふれ愛プラザ」において、消費者ニーズに対応した商品の企画開発やイベント出展等による商品PR等の取組を支援し、売上額の増加を図ります。

Ⅱ 職業能力開発の充実（広島障害者職業能力開発校の現状等）

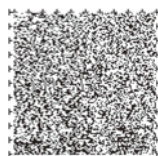
《現状》

- それぞれの障害者の態様に応じた訓練内容や受け入れ体制の整備については、国と連携しながら検討していくこととしています。
- 平成24（2012）年度から発達障害、高次脳機能障害及び精神障害の方を対象とした事務実務科を新設し、職業訓練の更なる充実を図っており、また、平成25（2013）年度からは重度視覚障害者を対象とした訓練科を設置しています。
- 平成29（2017）年度から、総合実務科に発達障害の方を対象とした「チャレンジコース」を新設し、就業に必要な社会生活技能などの習得支援を行っています。
- 平成28（2016）年度の施設内訓練の定員充足率は、入校辞退を含めた合格者ベースでは、ほぼ100パーセントとなっています。委託訓練の定員充足率についても、90パーセント以上と、高い水準となっています。

■ 広島障害者職業能力開発校

広島障害者職業能力開発校は、障害者が様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得するために、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて、国が設置し、広島県が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、広島市南区に設置されています。

CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科、OA事務科などの訓練科目が設けられています。



【表 33 施設内訓練定員数（平成 29 年度）】

科 名	定員数
CAD 技術科(15 人×2 年)	30 人
情報システム科(10 人×2 年)	20 人
Web デザイン科(10 人×2 年)	20 人
OA 事務科	17 人
重度視覚コース（OA 事務科）	3 人
事務実務科	10 人
総合実務科	30 人
チャレンジコース（総合実務科）	5 人×2 回

【表 34 委託訓練定員数（平成 29 年度）】

コース種類	定員数
知識・技能習得	80 人
実践能力習得	10 人
e-ラーニング	10 人
特別支援学校等早期訓練	2 人
在職者訓練	30 人

《課題》

- 障害者の就職件数は近年上昇傾向にある中で、就職に至らない比較的重度等の障害者の能力・適性に合った職業訓練を行う必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 広島障害者職業能力開発校が、中国四国地方における障害者のための職業訓練の中核施設として、その機能が発揮できるよう、引き続き、訓練生一人ひとりの障害の態様に配慮したきめ細かな職業訓練を行います。

【指標⑭ 福祉施設から一般就労に移行する障害者に対する職業訓練修了者数】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉施設利用者の一般就労 (障害者委託訓練修了者)	2 人	4 人	4 人	4 人
福祉施設利用者の一般就労 (施設内訓練修了者)	未集計			

- さらに、就職支援活動に積極的に取り組むことにより、訓練生の就職率の向上を図ります。
- 引き続き、職業能力開発を必要とする障害者に適切な訓練機会が提供できるよう、県ホームページによる情報の提供やオープンスクールの開催など効果的かつ積極的な広報活動に努めます。

【指標⑮ 広島障害者職業能力開発校の就職率】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就職率（施設内訓練修了者）	91.0%	80.0%	80.0%	80.0%
就職率（障害者委託訓練修了者）	44.4%	55.0%	55.0%	55.0%

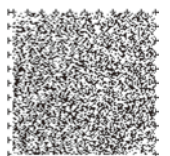
(注)「第10次広島県職業能力開発計画」において、平成27（2015）年度までの実測値を基に数値目標を設定しています。

(2) 情報の保障の強化

ア 情報バリアフリー化の推進

《現状》

- 県民だよりについては、希望者に点字版、テープ・デージー版を送付するとともに、県のホームページ上に点字データと音声データを掲載しています。
また、テレビ広報ではクローズドキャプションを行っています。



第3章 経済的な自立と社会参加を促進します

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

- 県ホームページについては、高齢者や障害者を含めた誰もがホームページを支障なく利用できるようにするためのアクセシビリティガイドラインを策定しており、システムによりアクセシビリティをチェックする仕組みとなっています。
- 平成29（2017）年2月現在、行政文書等への音声コードの貼付の取組を実施している市町は12市町であり、活字読み上げ装置を設置している市町は22市町となっています。
- 県の行政文書等のうち可能なものから逐次音声コードの貼付を進めています。
- 県が主催するイベントのチラシ等のほか、身体障害者手帳の交付決定通知文書などの視覚に障害がある方を対象とした文書について、原則として音声コードの貼付をすることとしており、イベントチラシ等においては、平成28（2016）年度は20種類、126万部の添付実績があります。

【表 35 音声コード貼付状況（イベントチラシ）】

年度	種類	チラシ作成部数
平成26年度	19種類	746,000部
平成27年度	22種類	1,096,000部
平成28年度	20種類	1,268,000部

- 情報技術（IT）を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図ることを目的に、広島県障害者ITサポートセンターを設置しています。同センターでは、「障害者の情報通信機器の利活用に係る相談・情報提供事業」、「パソコン講習会開催事業」、「タブレット端末体験会開催事業」等を実施しています。

【表 36 広島県障害者ITサポートセンター事業実施状況（平成28（2016）年度）】

項目	実績	障害種別内訳			
		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他
相談件数	48件	7件	33件	0件	8件
パソコン講習会受講者数	30人	11人	3人	0人	16人
タブレット体験会受講者数	33人	10人	12人	0人	11人

- 聴覚障害者のための情報・意思疎通支援の拠点施設として、法定の聴覚障害者情報提供施設「広島県聴覚障害者センター」を平成29（2017）年1月に移転開所しました。同センターでは、手話・字幕入りビデオ・DVDの制作・貸出、情報機器などの貸出、ホームページや広報誌などによる情報提供や相談対応など、聴覚障害者の自立と社会参加を支援しています。

【表 37 広島県聴覚障害者センター利用者数】

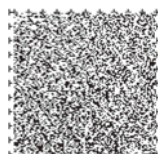
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	2,425人	2,943人	5,472人

- 県立視覚障害者情報センターでは、主な業務として点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の貸出し・閲覧や、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。

【表 38 県立視覚障害者情報センター貸出図書タイトル数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸出図書タイトル数	62,345件	62,074件	63,821件

（注）視覚障害者用図書サイト（サビエ）からのダウンロード件数を含んでいます。



《課題》

- 県ホームページのアクセシビリティガイドラインは、日本工業規格（JIS）や総務省の運用モデルに沿って作成し、JIS規格の等級AAを達成しているものの、今後も維持していくためには、全庁的な対応が必要となっています。
- イベントチラシ等への音声コードの貼付について、周知徹底を継続的に行い、各所属の認識を高める必要があります。
- 情報技術（IT）に関しては日々発展を続けており、広島県障害者ITサポートセンターは常に最新の情報を把握して講習等に反映させていく必要があります。
- 広島県聴覚障害者センターでは、施設・機能を拡充した施設の円滑な運営を行うとともに、利用者のニーズに応じたきめ細かいサービスを提供するためには、ボランティアの協力が求められています。
また、聴覚障害者の障害特性に適した様々なコミュニケーション手段の情報発信、相談機能（聞こえに関する相談等）等の充実を図り、様々な聴覚障害者のニーズに応じたサービス提供が求められています。
- 県立視覚障害者情報センターの点字・録音図書の製作は、ボランティアの協力を得て行っています。

《今後の具体的な取組》

- 県民だよりの点字版、テープ・デジター版の送付、テレビ広報のクローズドキャプションを継続して実施することとします。
また、県ホームページのアクセシビリティについては、操作研修におけるガイドラインの周知を行うとともに、等級AAを維持することとします。

【指標⑩ 広報関係】

指標・目標	現状(平成29年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県ホームページアクセシビリティ	等級AA	等級AA	等級AA	等級AA

- 研修会や説明会等において、県の行政文書等への音声コードの貼付について周知徹底を図るとともに、各所属の認識を高めていきます。
- 市町に行政文書等への音声コード貼付及び活字文書読上げ装置設置状況調査を行い、貼付状況を把握するとともに、市町の音声コード貼付及び活字文書読上げ装置の設置を促進します。

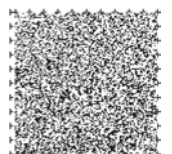
【指標⑪ 市町の音声コード貼付部数及び活字文書読上げ装置設置数】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
音声コード貼付部数	203,000部	215,000部	221,000部	227,000部
活字文書読上げ装置設置数(累計)	102台	113台	119台	125台

- 広島県障害者ITサポートセンターについては、引き続き、ITに関する情報収集に努め、時代やニーズに沿った講習等を実施するなど、情報格差の解消を図り、障害者自らITの習得・利活用が行えるよう支援します。

【指標⑫ 広島県障害者ITサポートセンター講習会受講者数】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
講習会受講者数	63人	70人	70人	70人



- 広島県聴覚障害者センターについては、聴覚障害者の障害特性やニーズに応じたイベント、相談対応の充実とともに、県民と聴覚障害者との交流促進を図り、ボランティアの育成、組織化等による施設機能の向上に努めます。

【指標⑱ 広島県聴覚障害者センター利用者数】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	5,472人	8,000人	9,000人	10,000人

イ 意思疎通支援の充実

《現状》

- 平成25(2013)年度から、聴覚障害者の意思疎通支援に係る都道府県と市町の役割分担が明確化され、原則、市町において意思疎通支援者の派遣を行い、県では、市町の登録通訳者等で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、広域的な対応が必要な派遣ネットワーク事業を実施しています。

【表39 手話通訳者・要約筆記者派遣実績】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手話通訳者派遣件数	169件	164件	122件
要約筆記者派遣件数	56件	66件	64件

- 視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行っています。

【表40 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実績】

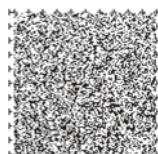
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣件数	1,716件	1,833件	1,885件

《課題》

- 県及び市町の役割分担に沿って効果的・安定的に県内全ての地域で意思疎通支援者の派遣事業を実施する必要があります。

【表41 意思疎通支援に係る県と市町の役割】

区分	実施主体	手話通訳	要約筆記	触手話・指字等
養成	市町【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	県・指定都市・中核市【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成
派遣	市町【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—
	県・指定都市・中核市【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演等への派遣 ・市町が派遣できない場合の派遣(県)		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
連絡調整	県【派遣に係る相互間の連絡調整】	A市在住の者がB市に向く場合などにおいて、県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定		—



- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援を充実する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 県内全ての市町で意思疎通支援者の派遣事業が安定的に実施できるよう、人材の養成・確保に努めるとともに、関係団体と連携し、派遣事業を円滑に実施します。
- 失語症者に対する意思疎通支援者の養成及び派遣や、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業におけるニーズに応じた個別給付での対応検討等、関係団体と連携して支援体制の整備に努めます。

【指標⑳ 意思疎通支援者の人材養成・確保】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者養成講座修了者数	89人	80人	80人	80人
要約筆記者養成講座修了者数	48人	40人	40人	40人
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座修了者数	15人	15人	15人	15人

(3) スポーツ・芸術文化活動の振興

ア 障害者スポーツの推進

《現状》

- 障害者スポーツは、障害者の機能回復、健康の保持・増進及び社会参加の促進に大きく寄与しており、これまで様々な競技の大会開催への支援や、全国障害者スポーツ大会への派遣など、障害者の社会参加を促進する事業に取り組んでいます。
- 一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、競技スポーツとしての魅力にも関心が高まってきたことから、平成28(2016)年1月に、県の障害者スポーツを統括する団体として、広島県障害者スポーツ協会を設立し、「裾野を拓げる」取組から、選手の「競技力の向上」を目指す取組まで幅広い取組支援を通じて、県民が障害者スポーツに親しめる環境づくりを行っています。

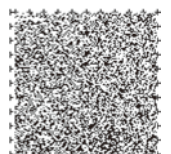
【表42 広島県障害者スポーツ協会の取組】

普及啓発・広報	パラアスリートによる講演会や各種障害者スポーツ体験会の開催、広報誌の発行、障害者スポーツ用品の貸出、HPによる情報発信等
選手の育成・強化等	平成28(2016)年10月締結の障害者スポーツ分野における4者協定(※)に基づき、広島大学病院スポーツ医科学センターと連携した、強化指定選手に対するメディカルチェックの実施や強化プログラムの作成、障がい者スポーツ指導員の養成、優秀選手等の表彰等

※国立大学法人広島大学、広島県障害者スポーツ協会、NPO法人STAND及び広島県による障害者スポーツ分野における連携協定

【表43 障害者スポーツ大会の参加者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
陸上競技大会への参加者数	464人	447人	492人
全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣	78人	76人	77人



【表44 障がい者スポーツ指導員養成者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい者スポーツ指導員養成者数(初級,中級) (累計)	495人	538人	598人

【表45 県立障害者リハビリテーションセンター・スポーツ交流センター（おりづる）利用者数】

項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	障害者	一般	障害者	一般	障害者	一般
スポーツ施設	42,559人	33,220人	43,474人	37,220人	45,532人	40,792人
文化施設	6,326人	4,963人	6,317人	4,953人	5,770人	5,367人
小計	48,885人	38,183人	49,791人	42,173人	51,302人	46,159人
合計	87,068人		91,964人		97,461人	

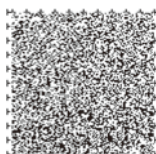
※「障害者」には介助者を含んでいます。

《課題》

- 障害のある人もない人も共に、地域において、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加し、これらを楽しむ機会の確保が求められています。
- バリアフリー化を含む施設の整備等，必要な環境整備の促進を図る必要があります。
- 2020年東京パラリンピックに向けた選手の育成・強化に向け，障害特性を考慮したメディカルサポートの強化，アスリート育成に必要な指導者の養成，競技団体の活動支援等の取組を強化していく必要があります。
- 本県の障害者スポーツの振興を図るには，一般スポーツ部門からの支援や協力が必要であり，一般スポーツ団体と連携した推進体制を整備する必要があります。
また，障害者スポーツ活動が県内各地域において展開されるためには，各市町レベルでの取組が必要です。

《今後の具体的な取組》

- 障害者スポーツの大会や体験会等を継続して実施するとともに，障害のある人もない人も，身近な地域で共にスポーツを楽しむ機会を促進します。
- 県立の社会体育施設や学校体育施設のバリアフリー化等，施設の安心・安全の向上に取り組みます。
- 広島県障害者スポーツ協会が実施する普及啓発，体験会等の「裾野を拓げる」取組から選手の育成・強化等「競技力の向上」を目指す取組まで一貫した取組を支援し，障害者スポーツの振興を図ります。
- 一般スポーツと障害者スポーツとの連携を強化するため，一般の公認スポーツ指導者に対して障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講を働きかけるなど，指導者の一元化を促し，障害の有無に関わらず，県内のスポーツ活動全体を効果的・効率的に推進します。
- 広島県障害者スポーツ協会の安定的運営や社会的信用を高めるため，当協会の法人化に向けた取組を支援します。



【指標②】 障害者スポーツ関係】

指標・目標	現状（平成28年度）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率（個人競技）	50.8%	52.6%	54.8%	57.1%
障がい者スポーツ指導員養成者数（初級、中級）（累計）	598人	630人	660人	690人
東京パラリンピックへの本県在住の出場選手数	（平成28(2016)年リオ大会） 0人	—	—	4人

（注）過去5大会の本県在住の最多出場選手数：3人（平成16（2004）年アテネ大会）

イ 芸術文化活動の充実

《現状》

- 障害者が絵画、音楽などの芸術文化活動を行うことは、県民の障害者に対する理解の促進と、障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。
- 平成24（2012）年度以降毎年、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29（2017）年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。
- また、平成28（2016）年度には、相談支援や人材育成等により障害者の芸術活動を支援する、「広島県アートサポートセンター」を設置しました。芸術に関するセミナーや、障害者芸術を支援する方々に向けたワークショップを開催するほか、指導者派遣等も実施しています。

■あいサポートアート展

共生社会の実現に向けて、障害のある方の芸術文化活動を応援し、障害のある方への県民の理解を深めることを目的として、広島県内に、在住、在勤、在学、通所している障害のある方が、製作した絵画、書道、立体造形、手芸、陶芸等の美術作品展を平成24（2012）年度から実施しています。

平成29（2017）年度は、広島県立美術館及びふくやま美術館において、402点の作品を展示しました。

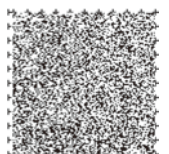
【表4 あいサポートアート展来場者数】《再掲》

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
あいサポートアート展への来場者数	1,774人	2,307人	2,160人	2,511人

- 障害者アートの魅力を多くの方に知っていただくため、県の推奨するキャッチフレーズとコラボしたアートポスターを制作し、各種イベント・東京ブランドショップ「TAU」での展示を行うとともに、あいサポートアート展入選作品を題材とした雑貨・文具等の商品化への取組を支援しています。

《課題》

- 障害者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、芸術作品の販売やその二次利用による商品化等が進んでおり、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、こうした取組を進めて行く必要があります。
- 文化・芸術については、障害のある人もない人も誰もが等しく芸術文化活動を享受できる環境づくりを、より一層推進する必要があります。
- 障害者の中には、日ごろから芸術文化活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っていながら、広く県民に知られていません。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進める必要があります。



《今後の具体的な取組》

- 障害者芸術文化活動の普及と芸術家の育成を図るため、身近な地域で芸術文化活動を行う環境を整備する「裾野を拓げる」という視点や、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外に発信する「優れた才能を伸ばす」という視点から芸術文化の振興を図ります。
また、障害者の芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加を促進します。
- 県内の障害者芸術文化振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における普及啓発、人材育成、相談支援、指導者派遣、障害者芸術関係者によるネットワーク構築等の取組を通じ、活動基盤の充実・強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所等の利用者だけでなく、地域で暮らす障害者の立場に立った文化・芸術活動に関する幅広い情報提供等を行っていきます。
- 障害者の芸術作品を公募し、展示する「あいサポートアート展」について、県内複数の市町での開催、市町巡回展示など、芸術性の高い作品の評価・発掘、県内外への情報発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進めます。
また、音楽、演劇、ダンス等「舞台芸術」の分野の振興を図るため、「あいサポートふれあいコンサート」を開催し、優れた舞台芸術者を輩出する体制整備を支援します。
- 障害者の芸術作品の商品化について、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、商品化の取組を促進します。

【指標② 障害者芸術文化活動振興関係】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あいサポートアート展への来場者数	2,160人	2,600人	2,800人	3,000人
広島県アートサポートセンター 相談、指導者等派遣件数	172件	200件	220件	240件

